## 政策目的随意契約の実施(契約後の公表)

富山県会計規則第 100条の2第2項第3号の規定により次のとおり公表します。

令和7年11月10日

富山県知事 新田 八朗

## 1 随意契約に係る物品等の名称等

(1) 業務の名称

太閤山東用地(JET駐車場跡地)除草業務

(2) 業務の内容

射水市内県有地の除草業務

場所 射水市池多地内

面積 52,611 ㎡

(3) 業務実施期間

契約の相手方を決定した日から令和8年3月31日まで

# 2 委託業務を行った室課の名称及び所在地

富山県土木部建築住宅課 富山市新総曲輪1番7号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年11月10日

## 4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

富山市稲代 1023 番地 社会福祉法人 秀愛会

## 5 随意契約に係る契約金額

¥1,848,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 6 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に該当するため。